



10 年間で最大 20 億円 企業立地を促進する 4 つの新制度

豊中市は、民間投資の促進と地域経済の活性化を目的に、企業立地を促進する 4 つの制度を創設します。

千里中央地区では、商業施設やオフィスビルを新たに立地する事業者を対象に、固定資産税額相当額を単年度当たり 2 億円上限に 10 年間奨励する制度を設けます。

このほか、千里中央駅周辺や大阪国際空港周辺などでの宿泊施設の立地に対する奨励制度を創設。また、市内全域を対象に、本社機能新設に対する奨励制度およびオフィス賃料補助制度を創設。オフィス賃料補助制度では、大学発ベンチャーや子育て支援サービス事業者も対象とします。



千里中央地区商業・オフィスビル立地促進奨励金の概要

【対象】 都市機能誘導区域のうち、千里中央駅周辺区域に商業施設またはオフィスビルの立地を行う事業者

【奨励額】 固定資産税額相当額のうち商業施設またはオフィスにかかる部分。上限額 2 億円／年。
10 年間。

▼対象区域、対象施設など詳細は市ホームページ

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoricchi/shougyouoffice.html>

宿泊施設立地促進奨励金の概要

【対象】 都市機能誘導区域のうち、千里中央駅周辺区域、蛍池駅・大阪空港駅周辺区域、豊中駅・岡町駅周辺区域に宿泊施設の立地を行う事業者

【奨励額】 固定資産税額相当額のうち宿泊施設にかかる部分の 3/4。上限額 1 億円／年。5 年間。
要件に該当する場合は固定資産税額相当額の 10/10 または期間 10 年間。

▼対象区域、対象施設など詳細は市ホームページ

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoricchi/shukuhakusisetsu.html>



豊中市 NEWS RELEASE

【報道提供資料】

令和 8 年（2026 年）1 月 28 日



本社機能立地促進奨励金の概要

【対象】 新たに市内に本社機能を設置する、資本金 1,000 万円以上かつ常時雇用する従業員数が 20 人以上の事業者

【奨励額】 固定資産税額相当額の 1/2 を 5 年間。豊中市企業立地促進条例に基づく奨励金の対象となる場合、本奨励金は対象外。上限額 1 億円/年

▼詳細は市ホームページ

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoricchi/honshakinou.html>

オフィス賃料補助金の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ・新たに市内に本社機能を設置する、資本金 1,000 万円以上かつ常時雇用する従業員数が 20 人以上の事業者
- ・本市と包括連携協定を締結している教育機関が認める大学等発ベンチャーまたは所定の子育て支援サービス事業者

【補助額】 物件賃借のための賃料 1 年分の 1/2。1 事業者 1 回限り。上限額 300 万円

▼詳細は市ホームページ

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoricchi/officetinryou.html>

【報道機関からの問い合わせ先】

都市活力部 産業振興課

担当：寺井・高橋 TEL：06-6858-2199

E-mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp